付添看護に関する質問主意書

提出者

草

川 昭

三

付添看護に関する質問主意書

平 -成六年 . D 医療保险 険 制 度 0 改正により、 従来の付添看護は、 平成七年度末までには廃止され、 医療 機 関 \mathcal{O}

責任による新看護体制に移行する。しかしながら医療現場の実情から付添看護をただちに廃止した場合、 種

Þ

の問題が残る。よって次の質問をする。

付添 :看護を実施している病院数は平成五年で約三千六百病院という。 また付添いをつけてい る患者数

は、 日平均七万人にのぼるといわれているが、来年三月末までに全ての病院において付添看護が解消 さ

れ、 医療 機 関 の責任にお į, て看護が行えるのかどうか、 見通しを明らかにされたい。

亚 成 八年度以降 .も特別 看護、 特別介護 の措置を継続する考えはな V) か、 明らかにされ たい。

三 付 添 看 護 解消にともなう家政 婦婦 \mathcal{O} 雇用 の安定を図るため 「特定介護労働 者 雇 用 助 成 金制度」 が 昨年七月

ょ り 実施されているが、 その 運用実績を数字をあげて明らかにされたい。 また予定された金額より実績 額

は低いと思われるが、その原因を述べられたい。

匹 特 定介護労働者雇用助成金制度」 を平成八年度以降も延長する考えがあるのかどうか、 見解を明らか

にされたい。